

合併に伴う各種手続き

一部の届け出などを除き、住所変更の手続きは必要ありません。
住民票や戸籍の記載事項も行政側で修正しますので、市民の皆さんにご負担をおかけすることはありません。



国民年金手帳・ 国民(厚生)年金証書

住所変更の手続きは必要ありません。



クレジットカード

各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。



政府管掌 健康保険被保険者証

住所変更の手続きは必要ありません。なお、保険証の住所欄は、ご自身で訂正してください。



電気・ガス

住所変更の手続きは必要ありません。



保険証書

一般的には住所変更の手続きは必要ありませんが、個々については、各保険会社にお問い合わせください。



不動産(土地・建物登記簿) 表題部の所在

法務局が職権で変更しますから、手続きは必要ありません。ただし、所有者名義人等の住所は本人が申請するまで変わりません。



郵便局

郵便貯金通帳等の住所変更の手続きについては、各郵便局の窓口にお問い合わせください。



自動車運転免許証

住所等は、免許証の更新時に通常の更新手続きをすれば、自動的に新住所に変更されません。ただし、更新前に変更を希望される方は、管轄する警察署または運転免許センターで手続きをしてください。



銀行(金融機関)

普通預金通帳、定期預金証書等は、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、市外の支店等に口座を持つ場合や当座預金、融資取引等のある方は、手続きが必要となる場合がありますので、各金融機関にお問い合わせください。



旅券(パスポート)

住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「所持人記入欄」の現住所はご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。

